

箕面市役所止々呂美支所
常時監視業務委託仕様書

箕面市役所止々呂美支所 常時監視業務 仕様書

乙の設置する箕面市役所止々呂美支所における自家用電気工作物のうち低圧電路の絶縁状態を常時監視する業務を以下の細目のとおり実施するものとする。

所在地：箕面市下止々呂美 9 5 3 番地

設備容量： 80 kVA、 6600V（発電所出力—kW）

常時監視業務の細目

- 1 乙は、甲の事業場の低圧電路（2回路分）の絶縁状態を監視するため、乙の負担により監視装置を設置するものとし、常に正常に稼働するよう保守を行うものとする。
- 2 甲は、監視装置を設置する場所の提供、電灯配線など設備等の利用については、無償にて便宜を供するものとする。
- 3 乙は監視装置が警報基準（設定の上限値を50mAとする。）以上の漏えい電流が発生している警報（以下「漏えい警報」といいます。）を、連続して5分以上受信した場合、又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合は、乙の定めた対応基準により対応を行うとともに、乙はその受信記録を3年間保存するものとする。
- 4 甲は、乙の設置した監視装置の善良なる保全に努めることとし、移設、取外、修理等を行わないものとします。万一、甲の故意過失によって監視装置が損傷、紛失等をした場合にはその損害相当額を弁済するものとする。
- 5 乙は、この契約が解除又は失効した場合、監視装置を撤去するものとする。